

議案第57号

二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

職員の地域手当を見直すことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年二宮町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「4.5」を「6.0」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(議案第57号) 二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、当該額に100分の<u>6.0</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、当該額に100分の<u>4.5</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p>